

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	大分市軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、軽自動車税(種別割)賦課における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分市長

公表日

令和6年11月7日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務
②事務の内容	軽自動車税(種別割)は、賦課期日(4月1日)現在、本市に主たる定置場がある軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、及び二輪の小型自動車)の所有者に対して、賦課決定し納税の通知を行うものであり、その管理にあたっては以下の事務による。 1. 原動機付自転車や小型特殊自動車の申告受付及び登録事務 (1)購入や譲渡などにより所有した場合による新規登録及び名義変更 (2)廃棄処分や譲渡、盗難などにより所有しなくなった場合の廃車 2. 二輪の小型自動車、及び軽自動車の登録事務 (1)大分運輸支局で申告受付をした二輪の軽自動車・二輪の小型自動車の登録、変更、廃車 (2)全国軽自動車協会連合会大分事務所で申告受付をした軽自動車(二輪の軽自動車を除く)の登録、変更、廃車 3. 軽自動車税(種別割)の課税及び納税通知書発送事務 (1)登録内容に基づき、納税通知書を発送 (2)賦課更正処理により更正及び随時課税を行い、納税通知書を発送 (3)返戻された納税通知書等の調査 4. 軽自動車税(種別割)減免申請受付事務 (1)一定の障がい者を有する人が所有する場合や、一定の障がい者を有する人と生計を一にする人が所有し、その障がい者を有する人のために使用すると認められる軽自動車の減免申請の受付 (2)公益のために直接専用すると認められる軽自動車の減免申請の受付 (3)構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車の減免申請の受付 5. 調定、統計資料作成事務 (1)賦課異動処理の結果に基づき、月ごとに課税集計表を作成し、調定額を管理 (2)車両情報等により統計資料を作成し報告 6. 証明書の交付事務 (1)管理情報に基づき標識交付証明書、廃車証明書を発行
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	軽自動車税システム
②システムの機能	他のシステムに連携する住民基本台帳情報等を含めた軽自動車税(種別割)の特定個人情報を保有・管理する機能を有し、以下の業務で用いられる。 1. 当初課税及び税額更正業務 2. 納税通知書発行業務 3. 減免決定業務 4. 調定、統計資料作成業務 5. 証明発行業務
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 () [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存住基システムの宛名番号とをひも付けて管理する。 2. 宛名情報管理機能 氏名、住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ 中間サーバー ）
システム3	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	大分市における共通機能・共通データの集約化、運用プロセス、ソフトウェアアーキテクチャの規定化など、ソフトウェア面でのシステム全体を見据えた統一化を担う。 1. 統合データ管理に関する事務 各業務システムで必要となるデータを、共通基盤システムが提供する統合データベースで管理する。 2. データ連携に関する事務 共通基盤システムが提供するFTPによるファイル連携により、業務システム間でデータ連携を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム。 1. 本人確認に関する事務 住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、本人情報の確認を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）

システム5		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存の住民基本台帳システム（以下「住基システム」という。）、統合宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得（※）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。（※）セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1. 符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム等及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能	
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム	

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	住民基本台帳システム
②システムの機能	住民に関する以下の電算処理を行う 1. 住民票作成管理機能(修正・消除含む) 2. 住民票の照会 3. 住民票等証明書・通知書の発行 4. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携 5. 法務省情報連携システムとの連携 6. 都道府県報告資料(統計関係)や閲覧資料の作成 7. 住民票関係情報の提供(団体内統合宛名システムを経由して、情報提供ネットワークシステムに接続) 8. 個人番号カードおよび住民基本台帳カードの発行状況確認 9. 国保資格等個別事項情報の管理
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)
システム7	
①システムの名称	収納システム
②システムの機能	市税(国保税を除く)の収納に関する以下の電算処理を行う。 1. 収納処理 2. 還付・充当処理 3. 督促処理 4. 返戻公示処理 5. 口座振替、振込情報作成処理 6. 納税証明等発行処理 7. 各種情報管理(調定収納情報、納付書発行情報、処分情報、時効情報、欠損情報) 8. 統計集計作成補助
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表24の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	〔 実施する 〕 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供】行わない
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市役所 財務部 税制課 企画部 情報政策課
②所属長の役職名	税制課長 情報政策課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
軽自動車税情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(4月1日)現在、軽自動車等を所有する者	
その必要性	軽自動車税(種別割)の適正賦課を実施する上で、納税義務者を確定させる必要がある。	
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
	その妥当性	1. 識別情報 (対象者を特定するために記録) 2. 連絡先情報 (対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録) 3. 業務関係情報 (賦課決定情報に基づき、納税通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録)
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日	
⑥事務担当部署	大分市役所 財務部 税制課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、納税課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
③使用目的 ※		車両登録情報を基に納税義務者を特定し、過去の年度における更正も含め、適正な賦課を行う。
④使用の主体	使用部署	財務部 税制課、資産税課、納税課 市民部 市民課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 車両情報等の管理 (1) 課税客体である軽自動車等の登録管理 2. 賦課決定事務 (1) 申告書内容により登録する車両とその所有者(納税義務者)を特定する。 (2) 車両の登録、廃車、譲渡等の異動処理を随時行う。 (3) 毎年賦課期日(4月1日)現在の所有者に対し、その車種に応じた軽自動車税(種別割)を賦課し、納税通知書を送付する。 (4) 返戻された納税通知書の送付先を調査し再送付する。
	情報の突合	内部識別の宛名番号と個人番号をひも付けて使用する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		税システム等運用支援業務委託
①委託内容		税務システムの管理、運用に係る業務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		軽自動車税(種別割)納税通知書作製等業務委託
①委託内容		軽自動車税(種別割)納税通知書作製及び封入封緘
②委託先における取扱者数		50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		TOPPANエッジ株式会社 大分営業所
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		データエントリー業務委託
①委託内容		軽自動車税(種別割)申告書の内容をデータ入力し、大分市指定の形式で納品する。
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社オーイーシー
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ ）件 ☒ 移転を行っている（ 1 ）件 ☐ 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）	
⑦時期・頻度		
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1	納税課	
①法令上の根拠	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	
②移転先における用途	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条に定める事務	
③移転する情報	軽自動車税（種別割）の収税に必要な情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）	
⑦時期・頻度	随時	
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜システム保有データ＞
・サーバ室の入口で静脈認証によるチェックを行い、サーバの操作が許可された者だけが入室できる場所にサーバを設置している。
・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
1. サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
2. 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1 管轄CD	101 B型式認定番号2	201 B納期限	301 A型式
2 カナ区分	102 B非課税区分	202 B確認番号	302 A用途
3 標識連番	103 B非課税年月日	203 B課税区分	303 A自家用事業用の別
4 車種CD	104 B減免区分	204 A相当年度	304 A総排気量定格出力
5 車両履歴番号	105 B減免申請年月日	205 A課税年度	305 A燃料の種類コード
6 宛名番号	106 B減免決定年月日	206 A通知書番号	306 A抹消届出年月日
7 整理番号	107 B保留区分	207 A期別CD	307 A車台番号フラグ
8 所有区分	108 B保留年度	208 A課税額	308 A重課判定情報
9 所有者宛名番号	109 B異動事由CD	209 A納税通知書発付日	309 A軽課判定情報
10 使用者宛名番号	110 B通称名	210 A認定年月日	310 B車両番号
11 登録事由CD	111 B車両型式	211 A税額更正年月日	311 B所有者氏名名称
12 登録年月日	112 Bリース区分	212 A納期限	312 B所有者住所具体名
13 変更事由CD	113 B標識回収区分	213 A確認番号	313 B使用者氏名名称
14 変更年月日	114 B交付証回収区分	214 A課税区分	314 B使用者住所具体名
15 廃車事由CD	115 B申告者 区 分	215 B税額区分	315 B使本拠住所具体名
16 廃車年月日	116 B試乗車区分	216 A税額区分	316 B交付年月日
17 廃車処理年度	117 B旧市区町村識別CD	217 課税年度	317 B車名コード
18 標識弁償金区分	118 B市区町村識別CD	218 通知書番号	318 B型式
19 車台番号	119 B処理年月日	219 期別CD	319 B用途
20 改造車区分	120 B処理時刻	220 課税額	320 B自家用事業用の別
21 排気量	121 A管轄CD	221 納税通知書発付日	321 B総排気量定格出力
22 排気量単位	122 Aカナ区分	222 認定年月日	322 B燃料の種類コード
23 車名CD	123 A標識連番	223 税額更正年月日	323 B抹消届出年月日
24 定置場区分	124 A車種CD	224 納期限	324 B車台番号フラグ
25 定置場自治省CD	125 A車両履歴番号	225 確認番号	325 B重課判定情報
26 定置場全国大字CD	126 A宛名番号	226 課税区分	326 B軽課判定情報
27 定置場大字CD	127 A整理番号	227 税額区分	327 データ取込日
28 定置場番地CD	128 A所有区分	228 集計年月	328 データ引用日
29 定置場枝1CD	129 A所有者宛名番号	229 前月末課税件数	329 一括廃車処理日
30 定置場枝2CD	130 A使用者宛名番号	230 前月末課税調定額	330 一括廃車区分
31 定置場枝3CD	131 A登録事由CD	231 当月増分件数	331 A車体の形状コード
32 定置場枝4CD	132 A登録年月日	232 当月増分調定額	332 B車体の形状コード
33 定置場方書CD	133 A変更事由CD	233 当月減分件数	333 A所有者住所町字CD
34 定置場住所名	134 A変更年月日	234 当月減分調定額	334 A使用者住所町字CD
35 型式認定番号1	135 A廃車事由CD	235 当月減分件数	335 A使本拠住所町字CD
36 型式認定番号2	136 A廃車年月日	236 当月減免分調定額	336 B所有者住所町字CD
37 非課税区分	137 A廃車処理年度	237 当月非課税分件数	337 B使用者住所町字CD
38 非課税年月日	138 A標識弁償金区分	238 当月非課税分調定額	338 B使本拠住所町字CD
39 減免区分	139 A車台番号	239 当月課税保留分件数	339 車台型式
40 減免申請年月日	140 A改造車区分	240 当月課税保留分調定額	340 標板文字
41 減免決定年月日	141 A排気量	241 当月末課税件数	341 分類番号
42 保留区分	142 A排気量単位	242 当月末課税調定額	342 カギ文字
43 保留年度	143 A車名CD	243 翌年度用前月末	343 一連番号
44 異動事由CD	144 A定置場区分	244 翌年度用当月末	344 車種
45 通称名	145 A定置場自治省CD	245 翌年度用当月登録分	345 全国地方公共団体CD
46 車両型式	146 A定置場全国大字CD	246 翌年度用当月廃車分	346 納付状況コード
47 リース区分	147 A定置場大字CD	247 減免前月末	347 有効年月日
48 標識回収区分	148 A定置場番地CD	248 減免当月末	348 抹消フラグ
49 交付証回収区分	149 A定置場枝1CD	249 非課税前月末	349 更新年月日
50 申告者 区 分	150 A定置場枝2CD	250 非課税当月末	350 口振未納判定有無区分
51 試乗車区分	151 A定置場枝3CD	251 課税保留前月末	351 有効期間満了日
52 旧市区町村識別CD	152 A定置場枝4CD	252 課税保留当月末	352 所有者生年月日
53 市区町村識別CD	153 A定置場方書CD	253 遡及登録分	353 所有者郵便番号
54 処理年月日	154 A定置場住所名	254 遡及廃車分	354 所有者電話番号
55 処理時刻	155 A型式認定番号1	255 登録台数前月末	355 使用者生年月日
56 初度検査年月	156 A型式認定番号2	256 登録台数当月末	356 使用者郵便番号
57 燃料の種類	157 A非課税区分	257 帳票ID	357 使用者電話番号
58 特例区分	158 A非課税年月日	258 発行済区分	358 関係者電話番号
59 年式	159 A減免区分	259 障害者宛名番号	359 車台番号 半角
60 原動機型式	160 A減免申請年月日	260 運転者宛名番号	360 燃料の種類CD
61 車体の形状	161 A減免決定年月日	261 障害者手帳種類CD	361 車体の形状CD
62 申告年月日	162 A保留区分	262 使用目的	362 受付番号
63 申告区分	163 A保留年度	263 許可事由	363 様式ID
64 更新者職員番号	164 A異動事由CD	264 納税義務者との関係	364 ファイルバージョン
65 支所CD	165 A通称名	265 障害者との関係	365 手続種別D
66 B管轄CD	166 A車両型式	266 障害等級CD	366 取得原因
67 Bカナ区分	167 Aリース区分	267 障害区分	367 取得原因 その他
68 B標識連番	168 A標識回収区分	268 手帳番号	368 車両番号 標板文字
69 B車種CD	169 A交付証回収区分	269 手帳交付年月日	369 車両番号 分類番号
70 B車両履歴番号	170 A申告者 区 分	270 証明停止区分	370 車両番号 仮名文字
71 B宛名番号	171 A試乗車区分	271 レコード番号	371 車両番号 番号
72 B整理番号	172 A旧市区町村識別CD	272 申請年月日	372 納税義務者フラグ
73 B所有区分	173 A市区町村識別CD	273 車両番号	373 所有者 配達局番号
74 B所有者宛名番号	174 A処理年月日	274 交付年月日	374 所有者 町域番号
75 B使用者宛名番号	175 A処理時刻	275 用途	375 所有者住所1
76 B登録事由CD	176 B初度検査年月	276 自家用事業用の別	376 所有者住所2
77 B登録年月日	177 B燃料の種類	277 燃料の種類コード	377 所有者氏名 漢字
78 B変更事由CD	178 A初度検査年月	278 抹消届出年月日	378 所有者氏名 フリガナ
79 B変更年月日	179 A燃料の種類	279 重課判定情報	379 所有者生年月日 年
80 B廃車事由CD	180 B特例区分	280 軽課判定情報	380 所有者生年月日 月
81 B廃車年月日	181 A特例区分	281 所有者氏名名称	381 所有者生年月日 日
82 B廃車処理年度	182 B年式	282 所有者住所町字CD	382 所有者 市外局番
83 B標識弁償金区分	183 B原動機型式	283 所有者住所具体名	383 所有者 市内局番
84 B車台番号	184 B車体の形状	284 使用者氏名名称	384 所有者 加入者番号
85 B改造車区分	185 B申告年月日	285 使用者住所町字CD	385 使用者 配達局番号
86 B排気量	186 B申告区分	286 使用者住所具体名	386 使用者 町域番号
87 B排気量単位	187 A年式	287 使本拠住所町字CD	387 使用者住所1
88 B車名CD	188 A原動機型式	288 使本拠住所具体名	388 使用者住所2
89 B定置場区分	189 A車体の形状	289 車名コード	389 使用者氏名 漢字
90 B定置場自治省CD	190 A申告年月日	290 総排気量定格出力	390 使用者氏名 フリガナ
91 B定置場全国大字CD	191 A申告区分	291 データ種別	391 使用者生年月日 年
92 B定置場大字CD	192 相当年度	292 業務種別コード	392 使用者生年月日 月
93 B定置場番地CD	193 B相当年度	293 A車両番号	393 使用者生年月日 日
94 B定置場枝1CD	194 B課税年度	294 A所有者氏名名称	394 使用者 市外局番
95 B定置場枝2CD	195 B通知書番号	295 A所有者住所具体名	395 使用者 市内局番
96 B定置場枝3CD	196 B期別CD	296 A使用者氏名名称	396 使用者 加入者番号
97 B定置場枝4CD	197 B課税額	297 A使用者住所具体名	397 旧所有者住所1
98 B定置場方書CD	198 A納税通知書発付日	298 A使本拠住所具体名	398 旧所有者住所2
99 B定置場住所名	199 B認定年月日	299 A交付年月日	399 旧所有者氏名 漢字
100 B型式認定番号1	200 B税額更正年月日	300 A車名コード	400 旧使用者住所1

401	旧使用者住所2	501	指定都市 行政区等コード	601	申請者 住所(所在地) 郵便番号	701	総合等級コード
402	旧使用者氏名 漢字	502	納税義務者 宛名番号	602	申請者 住所(所在地)	702	障害者手帳の種類
403	旧車両番号 標板文字	503	一括納税対象者区分	603	申請者 住所(所在地) 市区町村コード	703	公費負担番号
404	旧車両番号 分類番号	504	使用者 宛名番号	604	申請者 住所(所在地) 町字コード	704	運転者 宛名番号
405	旧車両番号 仮名文字	505	所有者 宛名番号	605	申請者 住所(所在地) 都道府県	705	運転者 運転免許証交付年月日
406	旧車両番号 番号	506	申告事由	606	申請者 住所(所在地) 市区郡町村名	706	運転者 運転免許証有効期限
407	交付年月日 年	507	異動(登録・取得) 年月日	607	申請者 住所(所在地) 町字	707	運転者 運転免許の種類
408	交付年月日 月	508	車両情報の異動年月日	608	申請者 住所(所在地) 番地号表記	708	運転者 免許番号
409	交付年月日 日	509	異動事由	609	申請者 住所(所在地) 方書	709	運転者 免許の条件
410	初度検査年月 年	510	異動事由メモ	610	申請者 電話番号	710	地方団体コード
411	初度検査年月 月	511	申告者 宛名番号	611	申請者 メモ	711	課税物件異動通知書送付年月日
412	用途 その他	512	申告者 氏名(名称)	612	試乗標識申請年月日	712	旧納税義務者 氏名(名称)
413	自動車の種別	513	申告者 住所(所在地) 郵便番号	613	試乗標識申請事由	713	旧納税義務者 住所(所在地) 郵便番号
414	車体の形状コード	514	申告者 住所(所在地)	614	試乗標識交付年月日	714	旧納税義務者 住所(所在地)
415	車名	515	申告者 住所(所在地) 市区町村コード	615	試乗標識車両番号(標識番号) 標板文字	715	旧納税義務者 住所(所在地) 市区町村コード
416	型式	516	申告者 住所(所在地) 町字コード	616	試乗標識車両番号(標識番号) かな文字	716	旧納税義務者 住所(所在地) 町字コード
417	乗車定員1	517	申告者 住所(所在地) 都道府県	617	試乗標識車両番号(標識番号) 一連指定番号	717	旧納税義務者 住所(所在地) 都道府県
418	乗車定員2	518	申告者 住所(所在地) 市区郡町村名	618	試乗標識貸与期間開始年月日	718	旧納税義務者 住所(所在地) 市区郡町村名
419	最大積載量1	519	申告者 住所(所在地) 町字	619	試乗標識貸与期間終了年月日	719	旧納税義務者 住所(所在地) 町字
420	最大積載量2	520	申告者 住所(所在地) 番地号表記	620	営業者 宛名番号	720	旧納税義務者 住所(所在地) 番地号表記
421	車両重量	521	申告者 住所(所在地) 方書	621	営業者 氏名(名称)	721	旧納税義務者 住所(所在地) 方書
422	車両総重量1	522	申告者 電話番号	622	営業者 住所(所在地) 郵便番号	722	旧標識番号 標板文字
423	車両総重量2	523	車両の通称名	623	営業者 住所(所在地)	723	旧標識番号 分類番号
424	種別区分番号	524	営業用・自家用区分	624	営業者 住所(所在地) 市区町村コード	724	旧標識番号 かな文字
425	原動機の種類	525	用途コード	625	営業者 住所(所在地) 町字コード	725	旧標識番号 一連指定番号
426	長さ	526	初度検査(届出) 年月	626	営業者 住所(所在地) 都道府県	726	総排気量
427	幅	527	被けん引車両該当区分	627	営業者 住所(所在地) 市区郡町村名	727	減免申請履歴番号
428	高さ	528	被けん引車両車輪数	628	営業者 住所(所在地) 町字	728	減免対象区分
429	総排気量又は定格出力	529	最高速度	629	営業者 住所(所在地) 番地号表記	729	減免割合
430	有効期間満了日 年	530	受付拠点	630	営業者 住所(所在地) 方書	730	減免額
431	有効期間満了日 月	531	入力拠点	631	試乗標識回収区分	731	不許可事由
432	有効期間満了日 日	532	改造内容	632	試乗標識返納年月日	732	罹災届出証明提出の有無
433	主たる定置場1	533	改造作業者	633	賦課年度	733	納税義務者 名義人区分
434	主たる定置場2	534	一括納税対象車両区分	634	賦課履歴番号	734	生活保護受給情報の確認有無
435	旧主たる定置場	535	米車両区分	635	税額	735	開始年度
436	所有形態	536	車両番号(標識番号) 標板文字	636	通知年月日	736	終了年度
437	所有形態 その他	537	車両番号(標識番号) 分類番号	637	納税通知書発送日	737	開始決定年月日
438	関わる者住所1	538	車両番号(標識番号) かな文字	638	税額変更年月日	738	終了決定年月日
439	関わる者住所2	539	車両番号(標識番号) 一連指定番号	639	税額変更申告者 宛名番号	739	発行システム区分
440	関わる者氏名 漢字	540	標識返納年月日	640	税額変更申告者 氏名(名称)	740	発行回数
441	関わる者 市外局番	541	ご当地ナンバー該当区分	641	税額変更申告者 住所(所在地) 郵便番号	741	発行連番
442	関わる者 市内局番	542	標識交付証明書回収区分	642	税額変更申告者 住所(所在地)	742	収納額
443	関わる者 加入者番号	543	特定原付用標識区分	643	税額変更申告者 住所(所在地) 市区町村コード	743	指定期限
444	種別割税率特例	544	弁償金額	644	税額変更申告者 住所(所在地) 町字コード	744	コンビニコード使用期限
445	申告年月日 年	545	弁償金支払年月日	645	税額変更申告者 住所(所在地) 都道府県	745	マルチペイメント支払期限
446	申告年月日 月	546	弁償金支払有無	646	税額変更申告者 住所(所在地) 市区郡町村名	746	二次元コード支払期限
447	申告年月日 日	547	定置場	647	税額変更申告者 住所(所在地) 町字	747	収納機関番号
448	メモ欄	548	定置場 市区町村コード	648	税額変更申告者 住所(所在地) 番地号表記	748	納付種別
449	納税義務者特定条件	549	定置場 町字コード	649	税額変更申告者 住所(所在地) 方書	749	納付番号
450	電子申告エラー区分	550	定置場 市区郡町村名	650	税額変更申告者 電話番号	750	MPN確認番号
451	申告区分CD	551	定置場 町字	651	税額変更申告年月日	751	MPN納付区分
452	エラー該当回数	552	定置場 番地号表記	652	税額変更申告区分	752	バーコード情報
453	非課税義務者区分	553	課税調査に係る開始年月日	653	税額変更申告事由	753	OCRID
454	旧車両情報管理番号	554	課税調査に係る開始事由	654	税額変更申告メモ	754	上段OCR
455	登録車両 管轄CD	555	課税調査に係る終了年月日	655	税額変更申告 許可事由(税額変更の事由)	755	下段OCR
456	登録車両 カナ区分	556	課税調査に係る終了事由	656	税額変更申告 税額変更決定年月日	756	eLTAX納税者ID
457	登録車両 標識連番	557	課税調査に係る調査結果	657	税額変更申告 審査結果区分	757	eL番号
458	登録車両 車種CD	558	終年車重課対象区分	658	税額変更申告 不許可事由	758	納付済通知書を一意に特定する番号
459	旧標識番号	559	終年車重課対象除外区分	659	業務詳細(税目)コード	759	期別名称
460	旧標識番号検索用	560	グリーン化特例(軽課)対象区分	660	期別	760	年月
461	地方団体CD	561	他地方団体廃車 申告年月日	661	調定履歴番号	761	振替日
462	送付年月日	562	他地方団体廃車 廃車年月日	662	市税事務所コード	762	再振替日
463	旧所有者 氏名名称	563	他地方団体廃車 異動事由	663	調定額 本税		
464	旧所有者 郵便番号	564	他地方団体廃車 地方団体コード	664	法定納期限		
465	旧所有者 住所所在地	565	他地方団体廃車 課税物件異動通知書送付年月日	665	法定納期限等		
466	旧所有者 市区町村CD	566	他地方団体廃車 旧納税義務者 氏名(名称)	666	課税更正日		
467	旧所有者 町字CD	567	他地方団体廃車 旧納税義務者 住所(所在地) 郵便番号	667	課税単位(市町村/行政区) 区分		
468	旧所有者 都道府県	568	他地方団体廃車 旧納税義務者 住所(所在地)	668	更正事由		
469	旧所有者 市区町村名	569	他地方団体廃車 旧納税義務者 住所(所在地) 市区町村コード	669	証明書有効期限		
470	旧所有者 町字	570	他地方団体廃車 旧納税義務者 住所(所在地) 町字コード	670	車両メモ履歴番号		
471	旧所有者 番地号表記	571	他地方団体廃車 旧納税義務者 住所(所在地) 都道府県	671	車両メモ内容		
472	旧所有者 方書	572	他地方団体廃車 旧納税義務者 住所(所在地) 市区郡町村名	672	振替口座区分		
473	通知先 郵便番号	573	他地方団体廃車 旧納税義務者 住所(所在地) 町字	673	口座履歴番号		
474	通知先 住所所在地	574	他地方団体廃車 旧納税義務者 住所(所在地) 番地号表記	674	口座振替開始年月日		
475	通知先 方書	575	他地方団体廃車 旧納税義務者 住所(所在地) 方書	675	口座振替終了年月日		
476	通知先 担当課係	576	他地方団体廃車 旧標識番号 標板文字	676	金融機関コード		
477	型式認定番号	577	他地方団体廃車 旧標識番号 分類番号	677	店舗番号		
478	摘要	578	他地方団体廃車 旧標識番号 かな文字	678	ゆうちょ銀行記号		
479	備考1	579	他地方団体廃車 旧標識番号 一連指定番号	679	ゆうちょ銀行番号		
480	備考2	580	他地方団体廃車 種別コード	680	金融 機関種別		
481	備考3	581	他地方団体廃車 車台番号	681	口座種別		
482	備考4	582	他地方団体廃車 車名コード	682	口座番号		
483	備考5	583	他地方団体廃車 総排気量	683	口座名義人氏名 カナ		
484	減免継続区分	584	他地方団体廃車 排気区分	684	口座名義人氏名 漢字		
485	審査結果区分	585	他地方団体廃車 型式	685	口座振替停止開始年月日		
486	排気区分	586	他地方団体廃車 型式認定番号	686	口座振替停止終了年月日		
487	種別コード	587	他地方団体廃車 原動機の種類	687	口座振替廃止年月日		
488	名義人区分	588	放置バイク 受付年月日	688	納付方法		
489	所有形態区分	589	放置バイク 放置場所	689	メモ		
490	税率特例区分	590	放置バイク 放置場所管理者の連絡先	690	障害者 宛名番号		
491	フルアシスト 自転車該当区分	591	放置バイク 引き取り期限	691	障害者 履歴番号		
492	障害程度(障害等級)	592	放置バイク 備考	692	減免・課税免除申請年月日		
493	課税単位区分	593	除障フラグ	693	障害者 有効期間(開始年月日)		
494	課税事由	594	操作者ID	694	障害者 有効期間(終了年月日)		
495	納税義務者区分	595	操作年月日	695	再認定フラグ		
496	市区町村コード	596	操作時刻	696	次回判定フラグ		
497	合併前 市区町村コード	597	試乗用標識管理番号	697	障害程度(障害名)		
498	軽自管理番号	598	試乗用標識履歴番号	698	生計を一にする親族の有無		
499	軽自履歴番号	599	申請者 宛名番号	699	障害部位コード		
500	最新フラグ	600	申請者 氏名(名称)	700	個別等級コード		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得するため、対象者以外の情報及び必要な情報以外の情報を入手することはない。 2. 市町村CSからの住基情報の入手は、事前に軽自動車税システムに登録されている住民及び軽自動車税システムで管理している項目に関する情報の入手に運用上限定している。 3. 軽自動車税（種別割）の申告書等については、本人又は本人の代理人から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した住基情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 端末にアクセスするためのIDとパスワードによる認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 2. 利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 3. ログインするためのパスワードを定期的に変更している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1. のぞき見防止フィルムを貼付し、窓口から特定個人情報が見えないようにする。 2. 一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 3. 特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1. 目的外利用を禁止する。 2. 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 3. 特定個人情報の提供を限定する。 4. 情報流出を防ぐための保管管理に責任を負う。 5. 特定個人情報の提供先を限定する。 6. 情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 7. 必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる。 8. 再委託を原則として禁止する。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	1. 特定個人情報の提供・移転について、番号利用法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 2. 管理者が指定したIDでのみアクセス権限を与えるシステムとなっている。	
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアの措置> 1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3. 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—

その他の措置の内容	<大分市の措置> ○物理的対策 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、生体認証による入退管理をおこなっている。また、自動消火設備及び無停電電源装置を設置している。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバー室同様のセキュリティ区画であり施錠管理をしている。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 紙媒体の保管を行うキャビネット及び倉庫については、施錠管理を行っている。 ○技術的対策 1. ウイルス対策ソフトの導入 2. 不正プログラム対策： コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。 また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 大分市情報化推進のためのICT利活用に関する要綱等に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報（コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。）を定期的（コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度）に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 3. 不正アクセス対策： 大分市情報化推進のためのICT利活用に関する要綱等に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> ○物理的対策 1. 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ○技術的対策 1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ○物理的対策 1. ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 2. 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ○技術的対策 1. 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 2. 大分市が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 3. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 4. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 5. 大分市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 6. ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 7. 大分市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 8. 大分市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<大分市の措置> 1. 関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 2. 委託業者に対しては、従業員に対し個人情報の保護に関する必要事項の周知をするよう義務づけ、必要があれば随時調査できることを秘密保持契約にて締結している。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2. 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
10. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームの措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する大分市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、大分市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、大分市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	大分市 総務部総務課 情報公開室 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 問合せ先電話番号 097-537-5797
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受けける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	大分市 財務部 税制課 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 問合せ先電話番号 097-537-7314
②対応方法	・問合せを受け、口頭又は書面により回答する。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年11月7日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税制課長 直野 宏昭	税制課長 中園 美佐	事後	人事異動に伴う記載内容変更
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税制課長 中園 美佐 情報政策課長 佐藤 善信	税制課長 津田 克子 情報政策課長 林 浩一	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
平成29年4月1日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	軽自動車税ファイル	軽自動車税情報ファイル	事後	名称の見直し
平成31年1月4日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	6. 証明書の交付事務 (1)管理情報に基づき標識交付証明書、廃車証明書、記載事項証明書を発行	6. 証明書の交付事務 (1)管理情報に基づき標識交付証明書、廃車証明書を発行	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他システムとの接続	○庁内連携システム○既存住民基本台帳システム○宛名システム等○税務システム	○庁内連携システム○宛名システム等○税務システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	税総合システム	共通基盤システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	各税務業務の共通的な情報管理を担うシステムとして、他のシステムへ連携する所得情報等を含め特定個人情報保有し、以下の機能を有する。 1. 各税務業務の課税情報照会機能 2. 一部税務業務の更正情報入力機能 3. 課税情報管理機能 4. 課税(所得)証明書等の発行	大分市における共通機能・共通データの集約化、運用プロセス、ソフトウェアアーキテクチャの規定化など、ソフトウェア面でのシステム全体を見据えた統一化を担う。 1. 統合データ管理に関する事務 各業務システムで必要となるデータを、共通基盤システムが提供する統合データベースで管理する。 2. データ連携に関する事務 共通基盤システムが提供するFTPによるファイル連携により、業務システム間でデータ連携を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	○既存住民基本台帳システム○宛名システム等○税務システム	○庁内連携システム○既存住民基本台帳システム○宛名システム等	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称		住民基本台帳ネットワークシステム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能		住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム。 1. 本人確認に関する事務 住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、本人情報の確認を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続		○既存住民基本台帳システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称		中間サーバー	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能		中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存の住民基本台帳システム（以下「住基システム」という。）、統合宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得（※）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 （※）セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1. 符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム等及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
-----------	--	--	--	----	-------------------

平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能		5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続		○情報提供ネットワークシステム○宛名システム等	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称		住民基本台帳システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能		住民に関する以下の電算処理を行う 1. 住民票作成管理機能(修正・消除含む) 2. 住民票の照会 3. 住民票等証明書・通知書の発行 4. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携 5. 法務省情報連携システムとの連携 6. 都道府県報告資料(統計関係)や閲覧資料の作成 7. 住民票関係情報の提供(団体内統合宛名システムを経由して、情報提供ネットワークシステムに接続) 8. 個人番号カードおよび住民基本台帳カードの発行状況確認 9. 国保資格等個別事項情報の管理	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続		○情報提供ネットワークシステム○庁内連携システム○住民基本台帳ネットワークシステム○宛名システム等	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称		収納システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能		市税(国保税を除く)の収納に関する以下の電算処理を行う。 1. 収納処理 2. 還付・充当処理 3. 督促処理 4. 返戻公示処理 5. 口座振替、振込情報作成処理 6. 納税証明等発行処理 7. 各種情報管理(調定収納情報、納付書発行情報、処分情報、時効情報、欠損情報) 8. 統計集計作成補助	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続		○庁内連携システム○税務システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	50項目以上100項目未満	100項目以上	事前	重要な変更
平成31年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	別紙「変更前別添1」参照	別紙「別添1」参照	事前	重要な変更
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税制課長 津田 克子 情報政策課長 林 浩一	税制課長 情報政策課長	事後	様式変更による更新
令和1年7月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	2. 二輪の小型自動車、及び軽自動車の登録事務 (1)大分運輸支局で申告受付をした二輪の小型自動車の登録、変更、廃車 (2)全国軽自動車協会連合会大分事務所で申告受付をした軽自動車の登録、変更、廃車	2. 二輪の小型自動車、及び軽自動車の登録事務 (1)大分運輸支局で申告受付をした二輪の軽自動車・二輪の小型自動車の登録、変更、廃車 (2)全国軽自動車協会連合会大分事務所で申告受付をした軽自動車(二輪の軽自動車を除く)の登録、変更、廃車	事後	申告受付場所の変更
令和1年10月1日	評価書名	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更

令和1年10月1日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ①事務の名称	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の内容	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用する システム システム1 ②システムの機能	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項2	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更

令和1年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和3年1月4日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	○庁内連携システム○既存住民基本台帳システム○宛名システム等	○庁内連携システム○既存住民基本台帳システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年1月4日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	住登外/宛名システム	削除し以後のシステム番号を繰り上げ	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年1月4日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事前	最新の情報に更新

令和3年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社オルゴ	株式会社オーイーシー、日本電気株式会社	事後	委託先の変更
令和3年9月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表第一の24の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二(第27項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び別表第二(第27項)	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したものの。	(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したものの。	事前	事前通知事項
令和5年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	税務システムの管理、運用、オペレーションに係る業務	税務システムの管理、運用に係る業務	事後	委託内容の変更
令和5年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社オーイーシー、日本電気株式会社	日本電気株式会社	事後	委託先の変更
令和5年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	トッパン・フォームズ株式会社 大分営業所	TOPPANエッジ株式会社 大分営業所	事後	委託先の名称変更

令和5年8月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の24の項	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	事後	最新の情報に更新
令和6年11月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	他のシステムに連携する住民基本台帳情報等を含めた軽自動車税(種別割)の特定個人情報等を保有・管理する機能を有し、以下の業務で用いられる。 1. 当初課税及び税額更正業務 2. 納税通知書発行業務 3. 減免決定業務 4. 調定、統計資料作成業務	他のシステムに連携する住民基本台帳情報等を含めた軽自動車税(種別割)の特定個人情報等を保有・管理する機能を有し、以下の業務で用いられる。 1. 当初課税及び税額更正業務 2. 納税通知書発行業務 3. 減免決定業務 4. 調定、統計資料作成業務 5. 証明発行業務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年11月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	○庁内連携システム○既存住民基本台帳システム	○既存住民基本台帳システム○税務システム	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年11月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	○情報提供ネットワークシステム○庁内連携システム○住民基本台帳ネットワークシステム○宛名システム等	○情報提供ネットワークシステム○庁内連携システム○住民基本台帳ネットワークシステム○宛名システム等○税務システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月7日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号利用法第9条第1項 別表24の項	事後	重要な変更にあたらない変更 (番号利用法の改正に伴う変更)
令和6年11月7日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び別表第二(第27項)	【情報照会】番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供】行わない	事後	重要な変更にあたらない変更 (番号利用法の改正に伴う変更)

令和6年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	○紙○庁内連携システム	○紙○庁内連携システム○その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①提供先における用途	番号法別表第1に掲げる各事務	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条に定める事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年11月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	・サーバ室の入口で静脈認証によるチェックを行い、サーバの操作が許可された者だけが入室できる場所にサーバを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。	＜システム保有データ＞ ・サーバ室の入口で静脈認証によるチェックを行い、サーバの操作が許可された者だけが入室できる場所にサーバを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 1. サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 2. 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和6年11月7日	(別添1)ファイル記録項目	(現行システムのファイル記録項目)	システム標準化に伴うファイル記録項目の変更	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月7日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	(○)提供・移転しない	()提供・移転しない	事後	重要な変更にあたらない変更(最新の情報に更新)

令和6年11月7日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている] 1. 特定個人情報の提供・移転について、番号利用法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 2. 管理者が指定したIDでのみアクセス権限を与えるシステムとなっている。	事後	重要な変更にあたらない変更 (最新の情報に更新)
令和6年11月7日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 その他の措置の内容		「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	事後	重要な変更にあたらない変更 (最新の情報に更新)
令和6年11月7日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	重要な変更にあたらない変更 (最新の情報に更新)

令和6年11月7日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	重要な変更に当たらない変更 (文言等の修正)
-----------	---	--	---	----	-----------------------------------

令和6年11月7日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去その他の措置の内容	＜大分市の措置＞ ○物理的対策 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、生体認証による入退管理をおこなっている。また、自動消火設備及び無停電電源装置を設置している。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバー室同様のセキュリティ区画であり施錠管理をしている。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 紙媒体の保管を行うキャビネット及び倉庫については、施錠管理を行っている。 ○技術的対策 1. ウイルス対策ソフトの導入 2. 不正プログラム対策： コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 大分市情報推進化のためのICT利活用に関する要綱等に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報（コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。）を定期的（コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度）に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。	事前	重要な変更
-----------	--	---	----	-------

令和6年11月7日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去その他の措置の内容		3. 不正アクセス対策： 大分市情報推進のためのICT利活用に関する要綱等に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> ○物理的対策 1. 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ○技術的対策 1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ○物理的対策 1. ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 2. 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
-----------	--	--	--	----	-------

令和6年11月7日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去その他の措置の内容	○技術的対策 1. 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 2. 大分市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 3. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 4. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 5. 大分市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 6. ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 7. 大分市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 8. 大分市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
-----------	--	---	----	-------

令和6年11月7日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜大分市の措置＞ 1. 関係職員（非常勤職員、臨時職員等を含む。）に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 2. 委託業者に対しては、従業員に対し個人情報の保護に関する必要事項の周知をするよう義務づけ、必要があれば随時調査できることを秘密保持契約にて締結している。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ 1. 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2. 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	＜大分市の措置＞ 1. 関係職員（会計年度任用職員等を含む。）に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 2. 委託業者に対しては、従業員に対し個人情報の保護に関する必要事項の周知をするよう義務づけ、必要があれば随時調査できることを秘密保持契約にて締結している。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ 1. 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2. 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事後	重要な変更にあたらない変更 （文言等の修正）
------------------	---	---	---	-----------	-----------------------------------

令和6年11月7日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームの措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームの措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する大分市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、大分市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、大分市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
-----------	--------------------------	--	--	----	-------